

議第二十七号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一四十六の表三の項第六号口中「四五〇」を「五四〇」に改め、同表七の項第三号口中「一、二一〇」を「一、一八〇」に改め、同項第四号ホ中「一、八二〇」を「一、七八〇」に改め、同項第五号口中「九五〇」を「八九〇」に改め、同表九の項第一号口中「五三〇」を「五八〇」に改め、同項第二号イ中「一、四一〇」を「一、五八〇」に改め、同号ロ中「一、五八〇」を「一、七六〇」に改め、同号ハ中「一、五〇〇」を「一、六七〇」に改め、同号ニ中「一、八九〇」を「一、九八〇」に改め、同号ホ中「一、四一〇」を「一、五八〇」に改め、同項第三号イ中「一、五〇〇」を「一、六三〇」に改め、同号ロ中「一、九四〇」を「二、一一〇」に改め、同号ハ中「二、四七〇」を「二、七三〇」に改め、同項第四号中「一、七九〇」を「一、八四〇」に改め、同項第六号口中「三、三四〇」を「三、五二〇」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

血液学的検査実施手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

